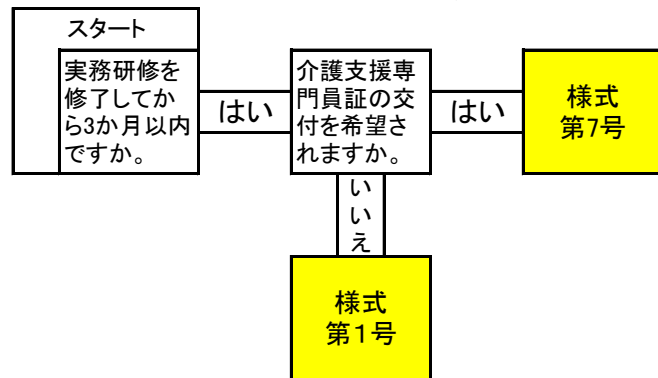
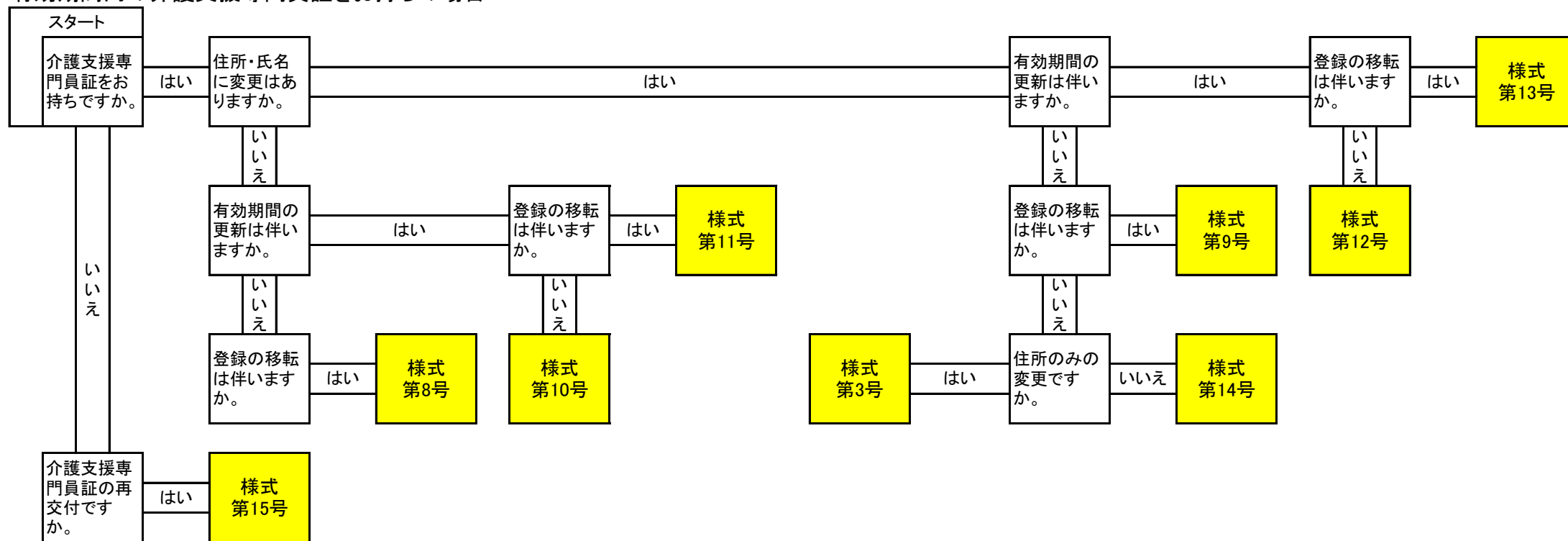


使用様式がわかるフロー図

1 実務研修(甲区分)を修了された場合



2 有効期間内の介護支援専門員証をお持ちの場合



3 介護支援専門員証の有効期間が満了している場合

区分	該当様式
登録の移転のみを行う場合	様式第2号
住所・氏名のみ変更を行う場合	様式第3号
新しい専門員証の交付を希望する場合(※1)	様式第6号
うち登録の移転を併せて行う場合	様式第2号+様式第6号
うち住所・氏名の変更を併せて行う場合	様式第3号+様式第6号
うち登録の移転、住所・氏名の変更を併せて行う場合	様式第2号+様式第3号+様式第6号

4 専門員証の交付のみを行う場合

試験に合格し実務研修修了後、登録のみを受けている方が、登録後5年以内に専門員証の交付のみを申請する場合は、様式第6号で申請手続きをしてください。

(※1)新しい専門員証の交付を希望する場合、有効期間満了後に鳥取県介護支援専門員実務研修(他の都道府県では再研修と呼ぶ場合もあります)を受講し修了する必要があります。